

兵庫県介護支援専門員研修 修了認定基準要領

(目的)

第1条 この要領は、「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」(平成27年2月12日老発0212第1号厚生労働省老健局長通知。「以下「実施要綱」という。)及び「兵庫県介護支援専門員資質向上研修事業実施機関指定事務取扱要領」(平成28年1月27日制定)に基づき、兵庫県社会福祉協議会(以下「本会」という。)が実施する介護支援専門員実務研修、介護支援専門員専門研修、介護支援専門員再研修及び介護支援専門員更新研修(以下「各研修」という。)における修了認定に必要な事項を定める。

(修了認定の方法)

第2条 科目ごとに次の項目について本会福祉人材研修センター所長(以下、「所長」という。)が修了を認定する。

(1) 受講

講義、実習等への出席又はオンライン教材の視聴等(以下、「出席等」という。)

(2) 評価

① 自己評価

受講者本人による実施要綱に定める「目的」「内容」の理解度評価

② 課外作成資料評価(実習含む)

各科目で定められた課外作成資料の認定

③ 演習作成資料評価

演習時間に受講者が作成する資料の認定

2 科目のうち講義科目は前項第1号かつ同項第2号①を、実習科目は前項第1号かつ同項第2号①及び②を、講義及び演習を併用する科目は前項第1号かつ同第2号のすべてを適用する。

(修了認定基準)

第3条 前条第1項に定める評価は、次を満たす場合に認定する。

(1) 受講

所定時間出席等をしていること

(2) 評価

① 自己評価

ア 自己評価シートを指定期限内に提出したこと

イ 自己評価シートの必要項目をもれなく記入していること

② 課外作成資料評価(実習を含む)

ア 指定期限内に提出したこと

イ 指定項目をもれなく記入し、内容が適切であること

③ 演習作成資料評価

ア 所定時間内に資料を作成したこと

イ 講師の指導内容に沿ったものであり、内容が適切であること

(修了認定基準に達しなかった者の取扱い)

第4条 前条の認定基準を満たさない者に対しては、当該科目担当講師又は所長が、課題を課すことなどにより、再評価することができる。

2 再評価の場合の修了認定基準は、前条を適用する。

3 第1項に基づく再評価は、原則として当該年度に実施する同一研修の終了日までの期間に行う。

(修了証明書の交付)

第5条 各研修すべての科目について修了を認定した者に対して、本会会長が修了証明書を交付する。

2 一部科目のみの修了認定者には、本会会長が一部科目修了証明書を交付する。

(一部科目修了証明書の受領者の取扱い)

第6条 下表の左欄に掲げる研修の一部科目修了証明書を受領した者は、下表の右欄の期限までに実施される同一の研修において未修了科目を受講することができる。ただし、正当な理由により下表右欄の期限までに未履修科目の受講が困難と所長が認める受講者にあつては、別途その期限を延長することができるものとする。

| | |
|----------------|----------------------|
| ① 介護支援専門員実務研修 | 証明書を受領した年度の翌年度 |
| ② 介護支援専門員更新研修B | |
| ③ 介護支援専門員再研修 | |
| ④ 介護支援専門員専門研修 | 自身が持つ介護支援専門員証有効期間満了日 |
| ⑤ 介護支援専門員更新研修A | |

(退室)

第7条 所長は、受講者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者を退室させることができる。

- (1) 心身の故障のため当該科目の受講継続が困難と認める者
- (2) 正当な理由なく1科目15分以上出席していない者
- (3) 飲酒又は酒気を帯びていることが明らかに認められる状態で受講している者
- (4) やじ、私語、暴言若しくは暴力等により講義の中断の強要又は進行の妨害をする者
- (5) 講師の指導、指示に従わない者
- (6) 研修会場の使用遵守事項を守らない等研修規律を乱す者
- (7) その他、当該科目の受講が困難、又は不適當と認める者

(退所)

第8条 所長は、受講者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、以降の受講を認めない(以下、「退所」という。)ことができる。

- (1) 正当な理由なく1研修期間において30分以上出席していない者
- (2) 前条第3号から第6号のいずれかに該当し、その者が当該各号の行為を繰り返すことが予測され、受講継続が困難と認める者
- (3) その他、研修の継続受講が困難、又は不適當と認める者

(修了認定に係る情報の管理)

第9条 修了認定に係る情報は本会福祉人材研修センターが保存する。なお、保存期限は次のとおりとする。

- | | | |
|-----|----------------|------|
| (1) | 修了認定者名簿 | 永久保存 |
| (2) | 一部科目修了証明書交付者名簿 | 永久保存 |
| (3) | 修了認定評価結果 | 2年 |

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、所長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 3 平成18年6月15日老発第0615001号厚生労働省老健局長通知「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」に基づく研修は、この要領を適用しない。
- 4 この要領は、令和3年4月1日から施行する。